

『那須烏山市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例』の背景と  
課税免除の事務手続きについて

那須烏山市税務課 資産税グループ

【背景】

令和2年度に実施した国勢調査の結果、那須烏山市の烏山地区が基準以上の人口減少率であったため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（通称：過疎法）により、過疎地区の産業振興を図るため国が定めた内容（業種や設備投資額）を満たした新たに取得した資産等に対して、3年間固定資産税の課税を免除する制度を令和4年3月に創設し、令和4年度の課税から適用しました。同様に南那須地区が令和5年度から対象となりました。

【制度の概要】

- (1) 令和7年度適用期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)  
(2) 適用者 法人または青色申告をしている個人事業者  
(3) 適用要件

対象業種	取得価格要件
・製造業 ・旅館業	500万円以上の取得 (注意) ・資本金等5千万円～1億円以下の法人の場合 ▷1,000万円以上の取得 ・資本金等1億円超の法人の場合 ▷2,000万円以上の取得
・情報サービス業等 ・農林水産物等販売業	500万円以上の取得

(4) 対象設備

- ① 新增設した事業の用に供する家屋・償却資産（機械及び装置）・家屋の敷地<sup>※1</sup>

償却資産は、一連の製造工程に係る機械及び装置の合計が上記要件を超える場合

- ② 家屋及びその付属設備の改修<sup>※2</sup>

※1 土地のみの場合は、取得後1年以内の家屋の建設に着手すること。

※2 個人事業者又は資本金等の額が5,000万円以下の法人に限る。

(=資本金等の額が、5,000万円超の事業者については、新增設に限る。)

〈裏面へ〉

### 【事務の流れ】

- ①本制度の適用を受けるには、毎年度1月31日までに市役所税務課に申請書を提出頂く必要があります。
- ②併せて、以下の書類を添付願います。
- ③申請書を確認し、内容に問題がなければ、『課税免除決定通知書』を送付します。
- ④3年間は課税免除対象となる物件の固定資産税を除いた納付書をお送りいたします。

### 【添付書類】

- (1) 資本金の額等を明らかにする書類（申請者が法人である場合に限る。）
- (2) 償却資産の明細を明らかにする書類
- (3) 家屋及び償却資産を事業の用に供した日、取得価格を明らかにする書類
- (4) 家屋の図面、償却資産の配置図
- (5) 家屋の登記事項証明書又は売買契約書の写し
- (6) 家屋の敷地である土地の登記事項証明書又は売買契約書の写し（土地の課税を免除しようとする場合に限る。）
- (7) 旅館業にあつては、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による旅館業の経営の許可を受けたことを証する書類の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

↓

『特別償却を実施しなかった理由書』

※(2)・(3)については、書脚資産申告書の明細の写しなど

※2年目及び3年目でも上記書類を提出してください。